



2025年8月29日

一般社団法人衛星放送協会  
スカパー J S A T株式会社

### 令和7年台風第12号の影響による 災害の被害を受けられた方々への視聴料等の免除について

令和7年台風第12号の影響による災害により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる70社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：滝山 正夫）とスカパー J S A T株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：米倉 英一）は、令和7年台風第12号の影響により、令和7年8月21日以降に災害救助法が適用された、鹿児島県の1市において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 免除対象地域

##### 【鹿児島県】

南さつま市（みなみさつまし）

#### 2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、チューナーレンタル料、ご利用明細発行手数料

#### 3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上